

土門 剛

土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）など。会員制メールマガジン「アグロマネーニュース」も発行している。

日本版エガリム法ともいうべき

「価格転嫁」議論の表舞台での初登場は、昨年6月14日の農水大臣記者会見、日本農業新聞記者のこの質問から。

「フィリピン大使館が小売業界団体に對して、自国産のバナナの値上げを要請されました。この要請に對する受け止めをお願いします。もう1点、このフィリピンのバナナ農家だけではなく日本でも同様に、とりわけ野菜などの生鮮品で価格転嫁が難しい状況が課題となっており。適正取引推進ガイドラインを出されたりしていますが、現在の浸透状況と、政府がさらに対応する必要性について

どうお考えかお聞かせください」

全中の振り付けで質問していたことは想像に難くない。それにして、記者が引き合いに出したフィリピン大使館による同国産バナナの値上げ要請は、噴飯物だ。フィリピン政府による輸出戦略の失敗によりバナナがダブついて価格が低迷。早い話が、その失敗の尻拭いを日本の消費者に求めてきただけのことである。

この間の詳しい事情は、19年7月26日付けNikkeiAsiaの「中国、

全中が目論む価格転嫁

貧者が富者を助ける マタイの法則

フィリピンとの「バナナ外交」で日本を出し抜く」が詳しくレポートしている。これに付け加えるとしたら、フィリピン政府が、この種の要請を表明したのは、輸出国トップの日本だけ。同2位の中国には表明しておらず、早い話が、対中輸出の失敗のツケを日本の消費者に求めてきたというだけのことである。

協議会で採決すれば「ノー」が多数

日本版エガリム法の実現に向けての農水省の動きは、かなり急ピッチ。「適正な価格形成に関する協議会」を立ち上げ、8月31日に第1回会合、10月11日に第2回会合を開いたあと、同20日に早くも「飲用牛乳ワーキング・グループ」を立ち上げた。総論段階で出された意見の集約ができていないのに、結論を出すことになるワーキング・グループの立ち上げは、官邸あたりから結論を出すよう急かされているような印象を受けてしまった。

日本版「価格転嫁」のトライアル版は、「飲用牛乳」「豆腐・納豆」の2ジャンルが対象になった。その選定で、農水省とJA全中との間で意見の違いがあったことが協議会の議事要旨から読み取れた。協議会の構成は、所属組織の属性で生産側5名、流通側8名、中立（消費者・学識側）5名。議事要旨から参加者の日本版「価格転嫁」へのスタンスを星取り表のように整理してみた（次ページ表参照）。

この種の会合になると、日本人の悪い癖でイエス・ノーをハッキリと表示しない委員がいる。とくに消費者側から選ばれた委員たちだ。それは「態度不明」という仕分けにしておいた。その発言内容から、討議テーマの本質が理解できていないような印象さえ受けてしまった。参加者18名のうち、「ノー」は濃淡の差があるが11名、「イエス」は6名、「態度不明」1名と判断した。所属組織の属性をそのまま反映したような結果である。その段階で採決を取ったら、態度不明1名が「イエス」に回ったとしても、日本版「価格転嫁」のトライアル版は、お蔵入りとならずだ。

土門 辛

第2回会合で清水氏が述べたのは、現在の

生活弱者にしわ寄せの価格転嫁制度

イエス・ノーの立場を問わず、ベストアンサーは、日本惣菜協会・黒田久一副会長の代理で参加した清水誠三専務理事の意見。マクロ経済の視点から先を見越した見解には脱帽した。

■「適正な価格形成に関する協議会」構成員

氏名	役職	属性	ポジション
荒川 隆	食品産業センター 理事長	流通	ノー
出田 安利	全国中央市場青果卸売協会 専務理事	流通	ノー
井村 辰二郎	日本農業法人協会 副会長	生産	イエス
江口 法生	日本スーパーマーケット協会 専務理事	流通	ノー
金丸 康夫	日本フードサービス協会 専務理事	生産	ノー
隈部 洋	中央酪農会議 副会長	生産	イエス
黒田 久一	日本惣菜協会 副会長	流通	ノー
郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長	中立	態度不明
齊藤 良樹	全国農業協同組合連合会 常務理事	生産	イエス
島原 康浩	全国スーパーマーケット協会 常務理事	流通	ノー
田辺 恵子	主婦連合会 副会長	中立	ノー
時岡 肯平	日本加工食品卸協会 専務理事	流通	ノー
沼田 一政	日本乳業協会 専務理事	流通	ノー
馬場 利彦	全国農業協同組合中央会 専務理事	生産	イエス
福田 晋	九州大学 理事・副学長	学識	イエス
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事	中立	イエス
牧野 剛	日本チェーンストア協会 専務理事	流通	ノー
三石 誠司	宮城大学食産業学群 副学群長	学識	ノー

の経済の活性化を目指していくということだが、現在は、少なくとも輸入インフレなどといった望ましくない状況であり、デイマンドプルインフレ（注：需要増大による物価上昇）の形になるのが理想的である。他方、現在の少子高齢化の中ではなかなか困難であり、どちらかと言えば供給過多の状況の中で価格を適正に形成するといふことは非常に困難な状況と考えている。しかし、それでも何らかの手は打っていかねばならぬ

経済情勢の下で価格転嫁を制度化した場合、現実には懸念されるリスクを見事に言い当てている。

「本来、価格形成自体は需給と品質に基づき行われるもので、非常に難しいものである。政府が進めるインフレは、2パーセント程度

の経済の活性化を目指していくということだが、現在は、少なくとも輸入インフレなどといった望ましくない状況であり、デイマンドプルインフレ（注：需要増大による物価上昇）の形になるのが理想的である。他方、現在の少子高齢化の中ではなかなか困難であり、どちらかと言えば供給過多の状況の中で価格を適正に形成するといふことは非常に困難な状況と考えている。しかし、それでも何らかの手は打っていかねばならぬ

「経済学の基礎に裏付けられた卓見だ。実は、清水専務理事が指摘した点は、エガリム法のフランスですでに問題になっていて触れてみたい。それはさておき、フランス・エガリム法が示す価格転嫁の重要なポイントを紹介しておこう。この法律による価格転嫁は、原価割れした場合に発動されるもので、需給バランスが崩れて供給過多に陥っている場合は対象外だという点。具体的には、前月号でも指摘したように、あくまで巨大スーパー資本など買い手のバイイングパワーが強すぎて、公正な競争に反してコスト割れの納入を強いられる場合にのみ発動されるということである。

生産側にとってエガリム法は、価格転嫁の魔法の杖のように思われているようだが、あくまでEU競争法の枠内、あるいは同法を補完するスキームになっている点を忘れてはならない。

清水専務理事に次ぐベストアンサーは、消費現場の切実な状況を披瀝した主婦連合会の田辺恵子副会長が、第1回会合で述べた意見。

「地域別最低賃金額の全国加重平均額は961円となっており、最低賃金で働いている多くがアルバイト・パートなどの非正規雇用で、労働者の40%近くを占めている。また、日本には、生きるか死ぬかの飢餓レベルというわけではないが、同じ国・地域の人と比べて、収入・資産が少ないという相対的貧困層の人が15%いる。非正規雇用も相対的貧困層も生活が厳しく不安定な状態にあるので、こうした人たちのことも念頭に置いていただきたい」

田辺副会長の指摘は、安易に価格転嫁の制度化を求めるJA全中を痛烈に批判しているように思えてならない。田辺副会長に次の発言の機会があるとしたら、農家の農業収入が都会に住む勤労所得者の家計収入を大きく上回っている統計上の事実があることについて、ぜひ取り上げていただきたい。

東京都に住むサラリーマン（勤労所得者）世帯「所得」の比較を試みた。

前者は、農水省統計部の営農類型別経営統計の「酪農経営」の北海道編を参考にした。平均飼養頭数（経産牛90頭）のケース。21年の年間農業所得は971万円だった。経営主を含めた家族3人の所得という捉え方だ。後者は、東京都に住むサラリーマン世帯の所得調査。平均世帯人数は3・27人、有業人員が1・76人という条件で同730万円。統計が示すように所得で比較したら、酪農経営は、サラリーマンより261万円も多いことになる。

J A全中が目指す価格転嫁は、新約聖書マタイ伝「貧しき者はますます貧しくなる」の「マタイの法則」そのものではないか。

価格転嫁では守れない 食料安全保障

公平を期するため、価格転嫁に「イエス」を表明した側の意見も紹介しておこう。ご登場願うのは、やはり日本版エガリム法の対象品目候補第1号になる「飲用牛乳」だ。酪農界におけるJ A全中に相当する中央酪農会議の隈部洋副会長

が、食料安全保障上の観点から価格転嫁に期待していると表明したうえで、次のような意見を述べている。

「ロシアによるウクライナ侵攻や円安などの影響により、令和3年度以降、飼料費が著しく高騰し、生産コストが急激に増嵩しており、酪農経営はこれまでにない深刻な危機に晒されている。こうした中、酪農家自身も需給の改善、コストの削減に取り組むとともに、乳業者との価格交渉を進めてきた。この結果、最終的には消費者に御負担いただくことにもなったが、乳価が引き上げられた。他方、その引上額はコスト増加分を十分に賄えるものになっておらず、また、価格交渉には時間を要するため、その間にも多くの仲間が廃業せざるを得ない状況となるなど、まだまだ厳しい状況が続いている」（第2回会合）

隈部副会長は、飼料費の高騰で酪農経営が深刻な危機に陥っていると訴えている点で、肝心なことを説明していない。その飼料費高騰に対し、政府に手厚い対策を相次いで打ってもらったことである。

現行の「配合飼料価格安定制度」

に加えて、今回の飼料高騰として22年度末から「配合飼料価格高騰特別対策事業」と「同緊急特別対策事業」と、2階建て、3階建て対策が打たれている。それら予算総額は、同年度末から約5000億円に上る。これ以外に牧草を生産する酪農家には、肥料高騰に備えて「肥料価格高騰対策事業」も打たれている。

そうした事実も説明せずに、価格転嫁の法制スキーム導入を求めるとは、納税者を愚弄した話である。手厚い助成措置で支援を受けていながら経営が深刻な状態に陥っているというのは、その農家の経営能力が欠如しているケースもある。そうした赤字農家は、廃業の道を選び、新天地で人生をやり直してもらって、能力のある経営者と交代してもらおうことは、食料安全保障確立の国策に沿う。納税者の声なき声でもある。

中央酪農会議のカウンターパートは、日本乳業協会の沼田一政専務理事。J A全中が目論む価格転嫁に対しては、もちろんノー。その理由がふるっている。ユーザーの酪農乳業業界団体として次のように反対意見を表明していた。

「1つ目。価格の引上げでだけ

なく、引下げも明示するべきではないか。2つ目。飼料サーチャージに限定せず考えるべきという取りまとめにはなっているが、飼料サーチャージを検討するのであれば、国際航空運賃のサーチャージを参考として消費税のように小売価格の外枠に別記して見える化する必要があるのではないか。そうすれば、牛乳乳製品に限定して検討する必要はない。3つ目。輸入乳製品をはじめとした国際価格との競争や輸出への影響も意識するべきではないか」（第2回会合）

思わず笑ってしまったのは、1つ目で「引き下げも明示するべき」と述べた点。政治力を使った価格引き上げに散々煮え湯を飲まされてきたという「怨念」やら「恨み」が込められた発言のように受け取ることができる。

2つ目の「飼料サーチャージ」はすでに実施済みなので、J A全中や中央酪農会議が強く求める価格転嫁の法制スキームは不要という結論になる。

そして隈部副会長によく噛みしめていたいただきたいのは、3つ目の「国際価格との競争や輸出への影響」のことである。農産物輸出は国是になっている。J A全中や中

央酪農会議が求める価格転嫁策は、その国是にも反する愚かな政策だということを厳しく指摘しておきたい。

先を急ぐ協議会に 干預役者登場

J A全中が目論む価格転嫁で忘れてはならないのは、農水省のスタンスだ。与党農林族議員から押しつけられた「仕事」なので、一応は協議会を立ち上げるなど協力姿勢は示しているようだが、本音は「やりたくない仕事」と拝察する。価格転嫁では農水省は過去に手痛い失敗の経験がある。とくに米価。農協勢力の圧力を受けて価格に介入したところ、高米価を招き、挙げ句の果てに米の消費減退を招いてしまったことだ。

議事要旨を読む限り、協議会の運営は、農水省ペースで進んでいるようだ。そう判断したのは、対象品目を「飲用牛乳」と「豆腐・納豆」の2品目に絞ったことだ。J A全中が求めているのは、全ての品目だった。



スーパード
安売りの目玉商
品にされる「豆
腐・納豆」のこ

とも触れておきたい。本稿執筆時点(10月27日)では、業界代表の意見表明がないので詳しい事情は分からないが、業界の特質からいえば、原料高などコストの問題もあるとはいえ、過当競争から需給バランスが「飲用牛乳」以上に崩れて安売りを強いられているという現実があるようだ。

ここで大切なのは、業界が価格転嫁に期待をかけるより、需給バランスを回復するため、業界がこぞって構造改善に努めるべきだということである。その努力もなく、安易に価格転嫁の法制スキームを政府に求めても、マーケットや消費者の理解は得られないだろう。

農水省の方針にJ A全中は抵抗姿勢だ。日本農業新聞や御用学者を動員して、価格転嫁は全ての品目が対象と大見得を切っているだけに、農水省が用意した「落とし所」には、おいそれとは乗れない事情があるからだ。J A全中・馬場利彦専務は、その振り上げた拳の行き場に困った表情を第2回会合で早くも見せてしまった。農水省ペースの協議会運営に次のように異を唱えてきた。

「(価格転嫁の対象) 品目として、『飲用牛乳』、『豆腐・納豆』とい

うこと理由は、流通経路が簡素でコストの把握が比較的可能ということであるが、それでは他の品目では流通経路が複雑で、コストの把握が比較的不可能なため検討しないと見えてしまう。生産の持続性を確保すべき品目は全ての品目である」

ここで協議会の空気を変えた干預役者が登場する。農水省の元官房長で、同省の外郭団体である食品産業センター理事長にして、宮城・あぶくま川水系角田地区土地改良区顧問の荒川隆氏だ。J A全中が求める「全ての品目」対象案を相手とせずと切り捨て、早くも協議会の「落とし所」を提示してきた。

「消費者の理解醸成が何より重要であり、この話の出口はそこであると考えている。消費者に納得感を持つて、消費行動をしていただくということにしか出口はない。競争法制との関係を考えないといけないのではないか。適正に価格形成し、価格転嫁するとなつた際、どういう形で制度化していくのか。公正取引委員会や独占禁止法といった競争法制との関係も勉強した方がよいのではないか」
この意見に足すものも引くもの

もない。協議会の空気を変える堂々とした正論だ。

残念なのは、協議会が「非公開」ということだ。荒川理事長の発言を、J A全中の馬場専務がどういう表情で聞いていたか。その場について確認してみたかった。

選挙の目玉にすべく 具体化急ぐ岸田内閣

荒川理事長の空気を変えるタイミングが早すぎるのはとても気になる。ひよつとして、解散総選挙間近だからではないかと思ったりもする。そうだとしたら支持率低迷に苦しむ岸田内閣が、農村票の取り込みを図るべく、恥も外聞もなくJ A全中の価格転嫁スキームに悪乗り、事務方に作業を急がせているような印象を受けてしまった。

最後に、おそらく荒川理事長も気がついておられない点に触れてみたい。エガリム法による価格転嫁で最大の敗者は消費者と納税者、そして最大の勝者は政府——そういう論調がフランスのメディアで報道されていることだ。価格転嫁で日本の消費税に相当する付加価値税の増収につながったことである。